令和6年度 第1回 東大和市介護保険運営協議会会議録

東大和市健幸いきいき部介護保険課

令和6年度第1回東大和市介護保険運営協議会会議録

1 日時

令和6年7月23日(火)午後7時00分から

2 場所

東大和市役所会議棟第6会議室

3 出席者氏名

(1) 協議会委員

竹原 厚三郎、小島 基永、齊藤 弘子、水落 宏、尾又 斉夫、米持 尚利、 山手 威人、沖 育子、齊藤 寛、金城 香里、尾崎 尚史

(2) 事務局

川口健幸いきいき部長、石嶋地域包括ケア推進課長、里見介護保険課長、 宮澤地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係長、小林地域包括ケア推進課高齢者支援係長、 恵良介護保険課介護保険係長、西尾介護保険課介護給付係長、 真中介護保険課介護認定係長

4 欠席者氏名

細野 恵理子、松岡 寛

5 会議の公開・非公開 公開(傍聴者なし)

6 議題

- (1)会長、副会長の選任について
- (2) 地域包括支援センター運営協議会委員の選任について
- (3) 第9期のスケジュールについて

7 内容

○事務局(里見課長)

それでは、これより令和6年度第1回東大和市運営協議会を開始いたします。 それでは、議題1に移らさせていただきたいと思います。 会長、副会長の選任についてでございます。 資料2をご覧ください。東大和市介護保険条例の抜粋、これの第10条の2第6項各号の定めに基づき、今回、委員の皆様を委嘱させていただきました。

資料3の運営協議会規則第2条をご覧ください。会議の運営をつかさどる会長につきましては、委員の互選となっております。また、副会長につきましては、会長の指名となっております。現在のところ、会長は選出されておりませんので、選任されるまでの間、この会の進行は健幸いきいき部長の川口が行いますので、お願いいたします。

〇川口部長 それでは、会長が選出されるまでの間、私のほうで会議の進行をさせていた だきます。着座で失礼します。

次第の3、議題1、会長、副会長の選任について。

まず、会長の選出でございます。会長の選出は委員の互選となってございますが、その 方法、また、具体的なご推薦等ありましたら、挙手の上、お名前をおっしゃっていただき たいと思いますので、ご発言のほどお願い申し上げます。

〇委員 これまで会長を長らく歴任されてこられました学識経験者の竹原委員に引き続き お願いしたらいかがでしょうか。

〇川口部長 ありがとうございます。

ただいま竹原委員を会長にというご発言、ございましたけれども、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇川口部長 ありがとうございます。異議なし、拍手をいただきました。ですので、竹原 委員に、引き続き会長をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

それでは、会長が選出されましたので、この後の会議の進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〇会長 皆さん、こんばんは。本当に暑い日が続いておりますけど、改めてご挨拶させていただきますけど、まず、副会長の選任を私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

これより副会長の指名を行いたいと思いますけれども、前副会長の山手委員、実績も経験も豊富で、引き続き山手委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇事務局(里見課長) それでは、改めまして、会長、副会長より一言ご挨拶を承りたい と思います。

〇会長 どうぞよろしくお願いいたします。

以前から、2025年問題ということが長い間再三言われておりますけれども、早いもので来年が2025年です。ご案内のとおり、2025年といいますのは、いわゆる団塊の世代の方々が全て後期高齢者、75歳以上になるというのが2025年というふうに言われています。

ここ昨今、この2025年、団塊の世代が後期高齢者になるということに加えて、やはり介護人材の確保が非常に厳しくなってきている。この委員会にも施設の関係の方、事業所の関係の方、お見えいただいておりますけれども、非常にこの人材の問題ということが深刻になってきて、2025年、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者になって、その後期高齢者、団塊の世代の方々のお子さんが高齢期に、65歳になるというのが2040年。ですから、恐らく国のほうの方向性の中では、この2040年というようなことがこれから言われてくるのかなというふうに思っております。

それで、ご案内のとおり、65歳以上のいわゆる第1号被保険者の保険料というのは、介護保険法に基づいて、介護保険事業計画、3年間の介護費用、これに基づいて第1号被保険者の保険料が決まるということで、3年ごとの見直しが必ず必要になっているということで、この運営協議会では第10期の介護保険事業計画の策定に入る予定になっております。

したがいまして、3年という、考えてみれば非常に長きにわたる協議会になりますけれども、ぜひ委員の皆様方の積極的なご意見等を賜りまして、この運営協議会、高齢化に対して本当に役に立つ介護保険制度を目指していきたいと思います。皆様方の3年間のご協力をお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○副会長 まず、随分詳細な内容を会長のほうからお話しいただいたので、私のほうは、 医療現場においてよく介護保険で必要とされる話であるとか、今後見てほしい視点みたい なものを少し入れていければと思っています。よろしくお願いします。

(拍手)

○事務局(里見課長) ありがとうございました。

それでは、会長へ諮問書のほうを交付したいと思います。部長、お願いいたします。

〇川口部長 読み上げてお渡しします。よろしいですか。

東大和市介護保険運営協議会会長竹原厚三郎様。東大和市長和地仁美。東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について諮問。東大和市介護保険条例第10条の2第2項及び第3項の規定により、表記の件について貴協議会の答申を求めます。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

- **〇事務局(里見課長)** よろしくお願いします。
- **〇川口部長** 皆さんも、よろしくお願い申し上げます。
- **〇事務局(里見課長)** ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇会長 では、本日は初回でございますので、各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もございますので、恐れ入りますが、お手元の資料1の名簿に基づきまし

て、所属と氏名のみでご挨拶を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(各委員 自己紹介)

〇会長 ありがとうございました。

続きまして、この運営協議会の事務局となる市の職員の自己紹介をお願いします。

(市職員 自己紹介)

それでは、引き続き会長、お願いいたします。

- **〇会長** それでは次に進ませていただきます。会議次第8番目の、会議の公開についてであります。事務局からご説明をお願いします。
- **○事務局(恵良係長)** では、事務局のほうから説明をさせていただきます。

資料の4、5、6をご覧ください。本協議会は、市長の附属機関といたしまして、会議は原則公開となっております。したがいまして、資料4にございます「情報公開条例第30条第1項」にありますとおり、会議を非公開とする場合を除きまして、原則公開、傍聴を認めるものでございます。

なお、本協議会の具体的な傍聴の取決めにつきましては、資料5にございます「東大和 市附属機関等の会議の公開に関する規則」及び資料6の「東大和市介護保険運営協議会の 傍聴について」で規定をしてございますので、後ほどご覧ください。

以上でございます。

〇会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたように、介護保険運営協議会につきましても、公 開の扱いにさせていただきたいと思います。

続きましては、議題2、地域包括支援センター運営協議会委員の選任についてに進みたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

- ○事務局(宮澤係長) 資料7をご覧ください。東大和市地域包括支援センター運営協議会設置要綱です。要綱第3条をご覧ください。地域包括支援センター運営協議会の委員の構成と委員でございますが、介護保険条例第10条の2に規定する介護保険運営協議会委員の中から、次に掲げる者のうち6人以内をもって構成すると規定されてございます。なお、要綱の条文だけでは分かりづらいので、資料9をご覧ください。資料の左側には資料1と同じ名簿、右側には要綱第3条の区分を……。
- **〇委員** 資料 9 がないです。

(「資料9、ない」「全然ない」の声あり)

- **〇川口部長** すみません、今準備しますので、もうしばらくお待ちください。
- **〇事務局(宮澤係長)** 皆様、大変失礼いたしました。資料1をご覧いただきながら説明 をさせていただきたいと思います。

要綱第3条第1号に該当する者としまして、こちらは保健医療関係者から1名を選出いたします。続きまして、第3条第3号から説明をさせていただきます。こちらは福祉関係

者であって、地域における権利擁護、相談事業等を担う者から1名を選出いたします。戻りまして、第3条第2号に該当する者は、福祉関係者で、今申し上げました第3号以外の者から1名を選出することになります。続きまして、第3条第4号に該当する者は、学識経験者から1名、第3条第5号に該当する者は、第1号被保険者から1名、第3条第6号に該当する者は、第2号被保険者から1名となっております。

以上でございます。

〇会長 では、改めて確認をさせていただきます。

地域包括支援センター運営協議会委員につきましては、(1)の「保健医療関係者」は 齊藤委員、(2)の「福祉関係者で地域における権利擁護、相談事業を行う者以外の者」 は米持委員、(3)の「福祉関係者であって地域における権利擁護、相談事業等を担うも の」は尾又委員、(4)の学識経験者は小島委員、(5)の「第1号被保険者」は水落委 員です。(6)の「第2号被保険者」は細野委員、このようにしたいと思いますが、よろ しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **〇会長** ありがとうございます。では、そのようにしていきたいというふうに思います。 次に移ります。第9期のスケジュールについてでございます。事務局にご説明をお願い いたします。
- **○事務局(石嶋課長)** 事務局の石嶋です。私のほうから説明させていただきます。

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきましては、昨年度まで第8期の委員の 皆様にご審議を重ねていただいた結果、3月末に完成することができました。本当にあり がとうございます。

現在、この計画に基づく高齢者福祉及び介護保険事業がスタートをしたところでございますが、委員の皆様には今後第10期の計画に向けた事業計画の策定に携わっていただくということになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどの諮問につきましては、最終的に3年後の高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定をもって答申としていただくことになります。なお、協議会のご判断で中間の答申をいただく場合もございます。

資料8でございますが、年度ごとの概要を載せさせていただいております。

まず、今年度令和6年度につきましては、介護保険運営協議会をあと一回開催する予定 でございます。第8期介護保険事業の総括及び第9期の現状把握を実施する予定でござい ます。地域包括支援センターの運営協議会につきましては年2回の開催を予定していると ころでございます。

翌年度、令和7年度につきましては介護保険運営協議会を4回、地域包括支援センター 運営協議会を2回の開催を予定しております。また、第10期の事業計画を策定するに当 たりまして、市民の皆様、事業者の皆様などがどのようなお考えを持っているというよう なアンケート調査、こちらのほうを行っていく予定でございます。

最終年度の令和8年度につきましては、介護保険運営協議会、こちらについて、6年度、7年度の協議を踏まえまして、第10期介護保険事業計画の具体的な策定についてお願いすることになります。過去の実績などから、年間6回程度開催になるかなと予定してございます。地域包括支援センター運営協議会については2回の予定でございます。

第10期の事業計画を策定する段階で、パブリックコメント等を経て事業計画を策定していただき、答申としてご提出をしてただくこととなってございます。

なお、会議の開催回数につきましては、あくまで現時点での予定であり、議題の内容次 第で変更がございますことをご承知おきいただければと思っております。

私からの説明は以上になります。

〇会長 ありがとうございました。

ただいま事務局より第9期のスケジュールについてご説明を受けましたけれど、委員の皆様方からご意見、ご質問がありましたら頂戴したいと思いますけど、いかがでしょうか。では、ないようですので、最後にその他で事務局から報告等があればお願いいたします。 〇事務局(恵良係長) それでは、次回の開催日程についてでございますが、次回は令和6年11月26日(火)午後7時から会議棟第6会議室、こちらで予定をしておりますので、ご承知おきください。

それと、最後にもう一点ですが、報酬についてのご説明をいたします。金額につきましては、1回の会議につきまして日額報酬9,000円の基準額から、所得税月額乙区分の扱いで差し引いた額を、後日、ご指定の口座に振込をいたします。

以上でございます。

〇会長 ありがとうございました。

ほかに何か、委員の皆様方からご質問、ご意見等があれば頂戴したいと思いますけど、 いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、本協議会は以上で終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

〇全員 ありがとうございました。